

議案第 8 2 号

山都町水道事業給水条例の一部改正について

山都町水道事業給水条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 4 年 1 2 月 7 日提出

山都町長 梅田 穰

(提案理由)

民法の改正を踏まえ、給水装置工事申し込みにおける利害関係人の同意書等の提出要件を変更するため、山都町水道事業給水条例の一部を改正する必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

山都町水道事業給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 年 月 日

山都町長

山都町条例第 号

山都町水道事業給水条例の一部を改正する条例

山都町水道事業給水条例（平成17年山都町条例第144号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「その他関係書類」を「又は民法（明治29年法律第89号）第213条の2第3項の通知をした旨の誓約書」に改める。

第6条第1項に次のただし書を加える。

ただし、当該申込みについて民法第213条の2第1項の規定の適用がある場合は、この限りでない。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

山都町水道事業給水条例(平成17年山都町条例第144号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(給水装置工事の申込み)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の規定による申込みをした者(以下「申込者」という。)は、当該給水装置工事について利害関係人がある場合は、その同意書<u>その他関係書類</u>を提出しなければならない。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(分岐給水の申込み)</p> <p>第6条 他人の給水管から分岐して給水を受けようとする者は、分岐元の給水管の所有者(次項において「本管所有者」という。)と連署して申込みをしなければならない。_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(給水装置工事の申込み)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の規定による申込みをした者(以下「申込者」という。)は、当該給水装置工事について利害関係人がある場合は、その同意書又は<u>民法(明治29年法律第89号)第213条の2第3項の通知をした旨の誓約書</u>を提出しなければならない。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(分岐給水の申込み)</p> <p>第6条 他人の給水管から分岐して給水を受けようとする者は、分岐元の給水管の所有者(次項において「本管所有者」という。)と連署して申込みをしなければならない。<u>ただし、当該申込みについて民法第213条の2第1項の規定の適用がある場合は、この限りでない。</u></p> <p>2～4 (略)</p>

## 民法の一部改正に伴う利害関係人がある場合の給水装置工事申込みの取扱いの変更

### 1 民法の一部改正の内容

旧法では、水道、電気、ガス等のライフラインの設備の他の土地等への設置・使用に関する規定が設けられていなかった。

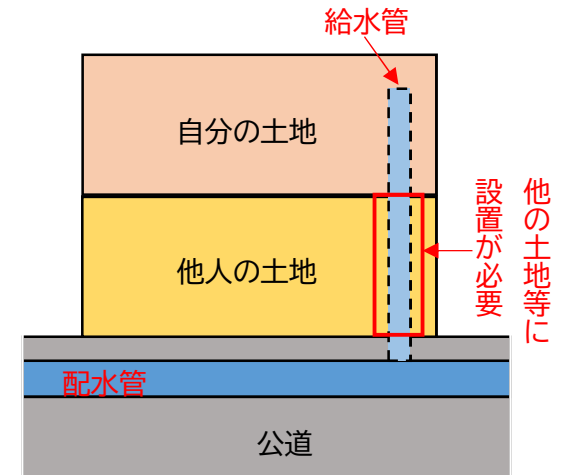


所有者が所在不明であるときや他の土地等の使用に応じてもらえないとき等の対応が困難。  
権利を行使する際の事前の通知の要否などのルールが不明確。



新法第 213 条の 2 及び第 213 条の 3 を新設し、ライフラインの設備を設置・使用する目的で他の土地等を使用するための権利を明文化。

- ・ 必要な範囲で他の土地にライフライン設備を設置する権利（ライフライン設備設置権）
- ・ 他人が所有するライフラインの設備等を使用する権利（ライフライン設備使用权）



### 2 民法の一部改正（新旧対照表）※関係条文のみ抜粋

改正前	改正後
<p><u>（隣地の使用請求）</u></p> <p>第 209 条 土地の所有者は、<u>境界又はその付近において障壁又は建物を築造し又は修繕するため必要な範囲内で、隣地の使用を請求する</u>ことができる。ただし、<u>隣人の承諾</u>がなければ、<u>その住家</u>に立ち入ることはできない。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>	<p><u>（隣地の使用）</u></p> <p>第 209 条 土地の所有者は、次に掲げる目的のため必要な範囲内で、<u>隣地を使用する</u>ことができる。ただし、<u>住家については、その居住者の承諾</u>がなければ、立ち入ることはできない。</p> <p>1 <u>境界又はその付近における障壁、建物その他の工作物の築造、収去又は修繕</u></p> <p>2 <u>境界標の調査又は境界に関する測量</u></p> <p>3 <u>第 233 条第 3 項の規定による枝の切取り</u></p> <p>2 <u>前項の場合には、使用の日時、場所及び方法は、隣地の所有者及び隣地を現に使用している者（以下この条において「隣地使用者」という。）のた</u></p>

<p>(新設)</p> <p>2 前項の場合において、<u>隣人が損害を受けたときは、その償金を請求することができる。</u></p>	<p><u>めに損害が最も少ないものを選ばなければならない。</u></p> <p>3 <u>第1項の規定により隣地を使用する者は、あらかじめ、その目的、日時、場所及び方法を隣地の所有者及び隣地使用者に通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難なときは、使用を開始した後、遅滞なく、通知することをもって足りる。</u></p> <p>4 <u>第1項の場合において、隣地の所有者又は隣地使用者が損害を受けたときは、その償金を請求することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(継続的給付を受けるための設備の設置権等)</u></p> <p>第213条の2 <u>土地の所有者は、他の土地に設備を設置し、又は他人が所有する設備を使用しなければ電気、ガス又は水道水の供給その他これらに類する継続的給付（以下この項及び次条第1項において「継続的給付」という。）を受けることができないときは、<b>継続的給付を受けるため必要な範囲内で、他の土地に設備を設置し、又は他人が所有する設備を使用することができる。</b></u></p> <p>2 <u>前項の場合には、設備の設置又は使用の場所及び方法は、他の土地又は他人が所有する設備（次項において「他の土地等」という。）のために<b>損害が最も少ないもの</b>を選ばなければならない。</u></p> <p>3 <u>第1項の規定により他の土地に設備を設置し、又は他人が所有する設備を使用する者は、<b>あらかじめ、その目的、場所及び方法を他の土地等の所有者及び他の土地を現に使用している者に通知しなければならない。</b></u></p> <p>4 <u>第1項の規定による権利を有する者は、同項の規定により他の土地に設備を設置し、又は他人が所有する設備を使用するために当該他の土地又は当該他人が所有する設備がある土地を使用することができる。この場合においては、第209条第1項ただし書及び第2項から第4項までの規定を準用する。</u></p> <p>5 <u>第1項の規定により他の土地に設備を設置する者は、その土地の損害（前項において準用する第209条第4項に規定する損害を除く。）に対して償金を支払わなければならない。ただし、1年ごとにその償金を支払うことがで</u></p>

<p>(新設)</p>	<p>きる。</p> <p>6 第1項の規定により他人が所有する設備を使用する者は、その設備の使用を開始するために生じた損害に対して償金を支払わなければならない。</p> <p>7 第1項の規定により他人が所有する設備を使用する者は、その利益を受ける割合に応じて、その設置、改築、修繕及び維持に要する費用を負担しなければならない。</p> <p>第213条の3 分割によって他の土地に設備を設置しなければ継続的給付を受けることができない土地が生じたときは、その土地の所有者は、継続的給付を受けるため、他の分割者の所有地のみ<span style="text-decoration: underline;">に設備を設置することができる。</span></p> <p><span style="text-decoration: underline;">この場合においては、前条第5項の規定は、適用しない。</span></p> <p>2 前項の規定は、土地の所有者がその土地の一部を譲り渡した場合について準用する。</p>
-------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

### 3 山都町水道事業給水条例の改正内容

<p>・「ライフライン設備設置・使用权」は、他の土地等の所有者等の同意を得なくても新法第213条の2及び第213条の3によって認められる権利</p>
<p>→現在提出を必要としている「給水装置分岐同意書」「土地家屋使用承諾書」は原則として不要とする。(第5条改正、第6条但し書き)</p>
<p>・ライフライン設備設置・使用权を行使する際は、「あらかじめ、その目的、場所及び方法を他の土地等の所有者等に通知しなければならない」</p>
<p>→新しく「誓約書」の提出を求める。(所有者等への事前通知) (第5条改正)</p>
<p>・「ライフライン設備設置・使用权」が認められる場合であっても、設備の設置及び使用の場所、方法は、他の土地等のために損害が最も少ないものを選ばなければならない。すなわち、他の土地等のために損害が最も少ないものとは言えない場合は、適法な権利の行使でないため、所有者等の同意が必要</p>
<p>→「給水装置分岐同意書」「土地家屋使用承諾書」の提出を求める。</p>